第８号様式（第 16 条関係）　　（日本産業規格Ａ列４番）

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年　　月　　日

香川県知事　　殿

協議者　徳島県那賀郡那賀町朴野字大下 43-1
福永石油
代表者　福永 晃久
0884-62-0282

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第２項において読み替えて準用する同条例第７条第１項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号				令和８年４月 17 日　　８循環第 22051 号	
変更事項				変更前	変更後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		久香リサイクル株式会社 代表取締役　香川祐輝	同左
		住所又は所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12	同左
		事業場の所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12	同左
	規則第２条第２項又は第６条第２項の規定による循環事業者の協議の有無			有　・　(無)	有　・　(無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称		廃タイヤ	同左
		種類		廃プラスチック類	同左
		性状		原型状態(丸タイヤ)	同左
		１年当たりの最大搬入量		５ｔ／年	15ｔ／年
		排出事業場	名称	福永石油	同左
			所在地	徳島県那賀郡那賀町朴野字大下 43-1	同左
			名称		同左
			所在地		同左
			当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	使用済みタイヤ	同左

（裏面）

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有　・　(無)	有　・　(無)
変更予定年月日		変更協議結果通知書の交付の日以降	
変更の理由		排出量の増加	
規則第２条第２項又は第６条第２項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		有　・　(無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

1　県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。

2　記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

3　特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

第８号様式（第 16 条関係）　　（日本産業規格Ａ列４番）

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年　　月　　日

香川県知事　　殿

協議者　住　所　香川県高松市多肥下町 1558-19
氏　名　株式会社ヨコハマタイヤジャパン
四国カンパニー　社長　笹野正和
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号　087-868-3131

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第２項において読み替えて準用する同条例第７条第１項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号				令和 7 年 11 月 19 日　　7 循環第 185737 号	
変更事項				変更前	変更後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		久香リサイクル株式会社 代表取締役　香川祐輝	同左
		住所又は所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12	同左
		事業場の所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12	同左
	規則第２条第２項又は第６条第２項の規定による循環事業者の協議の有無			有　・　(無)	有　・　(無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称		廃タイヤ	同左
		種類		廃プラスチック類	同左
		性状		原型状態(丸タイヤ)	同左
		１年当たりの最大搬入量		18ｔ／年	35ｔ／年
		排出事業場	名称	株式会社ﾖｺﾊﾏﾀｲﾔｼﾞｬﾊﾟﾝ近畿四国営業本部　四国ｶﾝﾊﾟﾆｰ　新居浜営業所	同左
			所在地	愛媛県新居浜市上泉町 16-3	同左
			名称	株式会社ﾖｺﾊﾏﾀｲﾔｼﾞｬﾊﾟﾝ　高知ｶﾝﾊﾟﾆｰ高知営業所	同左
			所在地	高知県南国市三和琴平１丁目 1743-10	同左
			当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	使用済みタイヤ	同左

（裏面）

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有　・　(無)	有　・　(無)
変更予定年月日		変更協議結果通知書の交付の日以降	
変更の理由		排出量の増加	
規則第２条第２項又は第６条第２項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		有　・　(無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

1　県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。

2　記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

3　特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。